伊健介第２１６号

令和６年４月２３日

居宅介護支援事業所管理者

サービス提供事業所管理者　　 各 位

地域包括支援センター管理者

伊丹市健康福祉部地域福祉室

介護保険課長　千葉　純子

伊丹市総合事業の方針の変更について

時下、各位におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度報酬改定に伴い、本市の総合事業費単位数サービスコード表等を公開し、ご質問に回答してきたところですが、４・５月と６月以降で請求方法を変更する予定となりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．請求の考え方

１）６月以降：別紙説明資料のとおり

２）４・５月：①別紙説明資料

もしくは

➁公開中のサービスコード表「イ．１週当たりの標準的な回数を定める場合」

　　　　※但し6月からは①の請求方法のみとなり、➁ での請求方法は終了予定です。

２．総合事業費単位数サービスコード表・単位数表マスタの改訂時期

6月初旬を目途にホームページに掲載します。

お問合せ先

伊丹市 介護保険課　認定・給付グル－プ

電話：072‐784‐8037